

○議長（森田治男君） 日程第八議案第七十五号昭和六十一年度福生市一般会計補正予算（第五号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長内田和雄君登壇）

○企画財政部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第七十五号昭和六十一年度福生市一般会計補正予算（第五号）につきまして提案理由並びに内容につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、すでに御案内の仮称熊川地域体育館新設工事に関連する事業経費の追加で、先の九月定例会に御提案申し上げました（仮称）熊川地域体育館建設に伴う市道第百三十四号線の一部廃止による付けかえ道路工事に要する経費の追加と教育費の地域体育館建設に用地取得に要する代替地先の整備工

事費等関係経費の追加補正となっております。これに要する財源は予備費を充用しようとするもので、歳出のみの補正と相なっている次第でございます。

それでは予算書に基づきまして内容について説明を申し上げます。一ページをお開きいただきたいと思います。

総則でございますが、第一条におきまして、補正後の歳入歳出予算の金額を第一表歳入歳出予算補正によるものと定めるものでございます。

次に事項別明細書に基づき御説明を申し上げます。四ページをお開きいただきたいと思います。

土木費の道路河川橋りょう費道路新設改良費に八百三十七万円の追加補正をお願いしようとするものでございますが、市道の廃止に当たり、新たに付け替え道路を新設する経費で、まず委託料として入り口の隅切り分の買収及び寄附分の土地鑑定料二十八万八千円、工事請負費として幅

買四メートル延長四十五・五メートルの道路工事費五百十万円
公有財産購入費として隅切り分の九四平方メートルの道
路敷用地買収費十八万六千円、それと補償、補填及び賠償
金として道路築造に伴う下水、水道、垣根等沿道工作
物の補償料二百八十一万六千円、以上合わせて合計八百三十
九万円の補正でございます。

次に教養費でございますが、保健体育費の地域体育館
建設費は三百三十一万二千円の追加補正をお願いしようとし
るものでございます。一部付けかえ道路として取得する用地と
代替地先の鑑定委託料及び測量委託料合わせて百十
一万円、それと工事請負費として代替地先の管理、及び整
地工事、それに代替地内に敷設されている給水管の移設工
事合わせて二百二十一万一千円の追加分で合計三百三十一万
二千円と相なる次第でございます。
次に五ページをお開きいただきましたと思います。

予備費でございますが、減額の一千百七十万二千円で、これは
歳出財源充当額でございます。

以上でございますが、慎重に審議を賜りまして、原案ど
おり御決定いただきますようお願い申し上げまして、説明と
いたします。

○議長（森田治男君） 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十三番（小野沢久君） 四ページの関係になりますけれども、地域
体育館に關係いたしまして、二点はかり質問させていたくださ
います。

まず、十三番の土地測量委託費の關係でございますけれ
ども、これについては、当初予算で五十万円、前回の四号補正
で四十九万五千円の補正をしております。今回の七十九万七千
円の補正でありますけれども、当初予算の五十万については、当初
予算のときとは、場所が違うはありますし、前回の四十

九万五千円の補正と合わせてどのような測量をしてきたのか。どの地域をどういう測量をしたのか。今回の七十九万七千円は全く別の場所の測量になるのか。以上の点をお願いします。

それからもう一点体育館に係関係いたしました。完成後の管理運営についてはどのような検討をされているか。以上二点です。

○総務部長（浅見裕康君） 自席からお答え申し上げます。

すでに既決予算の関係につきましては、当該地の買収、あるいは代替措置によります取得する部分のいわゆる測量委託でございまして、代替については御案内のとおり南田園地区に市の普通財産がございますから、それらの関係の測量にすべて支出をしております。

今回の補正の部分は新たに付けかえ道路の関連で、一連の隣接した土地の取得をいたしました。その関係の地積の測量、それとこれに伴いますこれは買収ではございまして交換でござい

いますから、これに伴います対応するやはり南田園地区の市の普通財産の測量、この両方に消費するものでございます。これが七十九万七千円でございます。以上でございます。

○教育次長（須崎進君） 完成後の管理運営についてお答えいたします。

現在管理運営につきまして、地域の皆さんから非常に關心を持たれているところでございますが、現在の考え方といたしましては、現在でございます体育館と同様に職員によって管理運営に当たっていきたいというような考え方でございますが、一応現在の体育館の職員のローテーションによりまして管理運営に当たっていきたい、このように考えておるわけでございます。

○十三番（小野沢久君） 測量費の関係ですが、そうしますと代替地という方法でなければ、こんなに測量費についての委託料はかからなかったという理解はしてよろしいんでしょうか。

それと今回の補正の七十九万七千円については、隣接部分と

代替地ということでありますので、体育館そのものについての測量費は入っていないということであれば、隣接の関係はこの市道改良工事との絡みがあるんじゃないかと思うんですけれども、さちうとの関係があるのか、ないのか。あるとすれば市道改良工事の方での委託料としても処理ができるんじゃないかという気がするんですけれども、さへんの関係についても一回お願いします。

それから管理の関係、実際にいまでも体育館、大変に厳しい中で高齢者の人も頼んで運営をしているんですけれども、そういう現状においてローテーションだけで体育館の運営ができるのかどうか非常にいまの答弁には疑問を持つんですけれども、現状の職員数の中のローテーションでできるといふ気はなかなかしないんですけれども、いまの職員数のままでローテーションをすることによって運営ができるのかどうか、その点をお願いたします。

○総務部長（浅見裕康君） いま隣接の用地と申し上げましたが、実際にはこの用地を使って、体育館への進入路をつくることになります。その大かたの部分が体育館の用地としていわゆる残地部分でございます。道路へ使用しました残地部分でございますけれども、それが体育館用地に包含されますので、両方の予算計上というのは、シビアに計上すれば御指摘のとおりだと思いますけれども、面積的に多い方が体育館用地になりますので、一本で体育館用地の方へ予算計上させていただきます。たいたということでございます。

○教育次長（須崎進君） 私、ローテーションと申し上げましたが、大変申しわけございません、当然現在の体育館の職員とそれから新たに仮称熊川地域体育館の職員と合わせまして新規の職員を採用していただきました中でローテーションを組んで、主としてそういう職員によってやっていきたいという考え方でございます。以上でございます。

○十三番（小野沢議員） 測量費の関係ですけれども、大体わかりました。そうしますと、あとは委託が予算上は三件にな、てゐるんですけれども、この体育館に係りて測量費、これは三社に委託したのか。委託先について一社でやったのか、一社が三回に分けてやったのか。くわしくそのへんのところをお願いいたします。

↓削除部分

それから管理の方、職員を新規に採用するということとありますので、基本的に職員の総数については、行革等の答申もありますようにふやしていかないということになっております。またそういう気持ちで私は議会に臨んでおりますけれども、まよふのところはこのへんにさせてもらいますけれども、また別の機会に新規採用ということであれば質問をしていきたいと思っておりますので、その点については結構でございます。

○総務部長（浅見裕康君） 当初の対象地域ですね、大きいところから今回補正をお願いしますところまですべて一社の測量

でございます。

○議長（森田治男君） ほかになければ以上で質疑を終わります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七十五号は総務及び建設委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よつて議案第七十五号は総務及び建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（森田治男君） 追加日程第一議案第七十六号都立保育園の市移管に関する意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（二十三番 田村市郎君登壇）

○二十三番（田村市朗君）御指名をいただきましたので、ただいま議題となりました議案第七十六号につきまして、提案の説明をさせていただきます。お手元に御配付の意見書等は朗読を省略させていただきます。

このたび都立保育園の市移管問題につきまして、昭和五十六年六月に当市議会において、財政上の理由から反対である旨の意見書を東京都に提出したことは御案内のとおりでございます。

その後東京都側から示された条件も財政負担の年限や設置運営の方法あるいは職員の身分問題等の移管をめぐる諸条件も変化を来しているようでございます。

また、さらに近隣における市町の動向を見ますと、羽村町はすでに昨年の四月より移管を受け入れ、青梅市及び瑞穂では九月の定例議会において移管受け入れの方法で決まっ

たというふうに聞いております。過去に移管反対の意見表示を行った当市議会といたしましても、本問題を取り巻く諸情勢も大きく変化いたしましたので、移管後の市費の負担増を来さないということや市が示す諸条件を遵守することを都側に要求する一方、移管について都の方針に沿うべく努力を傾注することをここに新たに当市議会としての意思を明示するため本意見書を提案申し上げること次第であります。よろしく御審議を賜りまして原案どおり御可決くださいますことをお願い申し上げます。簡単ですが提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（森田治男君）以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

○ナニ番（遠藤洋一君）ただいまの意見書の提案理由の説明をなさいました田村委員に質問してきたいと思っておりますが、二つあります。

一つはこの文章の中に「諸条件も変化してきたことを考慮に
する」というふうになっていきます。最初五十六年、千九百八十
一年に東京都が都立保育園の移管問題を出してきました
ときに財政問題が非常に大きいことがあり、その折にも父母の皆
さん、保護者の皆さんやそれから保育園で働いている皆さんか
ら出た御意見というのが三つあったわけですね。これは財政負担
の問題もそうだけれども、保育内容の低下の問題や働く
人の身分の問題、町における保育園の位置の問題等々が
ありまして、市議会が特に注目をしたのが、そのうちの財政の
負担の問題であったわけです。いまのところこの意見書
の中に諸条件も変化をしてきたということになりますけれ
ども一番大きく文化をしたというのほどのような点になっ
ているのかということをお説明願いたいと思います。

それからもう一つは今後当市が示す諸条件につき、
東京都はこれを最大限遵守することを強く要求すると

いうふうになっていきますけれども、この意見書の最も強い意見
と云いますか、と言うのは何やにあるかと言うことを田村議員
さんに伺っていきたいと思うんですね。こういう文章ですね。
受け入れについて努力を傾注する所存である。つまり議会
としては市が市移管に関することについて努力をするんだとい
うことをすけれども、同時に非常に厳しい条件を付けているわ
けですね。東京都は最大限にこれを遵守することを強く要
求するというふうになっているわけです。どうも私が読みますとこ
ろ、これは受け入れの努力よりもなお、まず東京都については市
の条件を遵守しなさいというような東京都への非常に強い
姿勢を持つような意見書であるというふうに思うわけな
んですが、この意見書を主たる目的ですね、主たる言いたい
ことというのはどちらにあるのかということをお伺いしたい。

この二点を伺っておきたいと思います。

○二十三番（田村市郎君） 遠藤議員の質問に対して答弁

いたします。

この意見書の内容等は財政の負担がかかるからということ
で市議会を通ったんですが、今回この財政負担は負担させ
ないということが前提でありますので、今までは反対でありまし
た当議会が今後は財政負担がなければ認めましょう、このい
うことであります。だけど、市の市長、理事者が出す条件を
一つ厳密に守っていただきたい、こういうことであります。内容等
のところは議会ですすわけではございませんので、理事者が都に
向かって出すものですから、これだけは守ってもらいたい、これだけ
あります。内容等はわかりません。

○十二番（遠藤洋一君） 要するに変化はどこにあったのかという
質問に対する答えは多分財政負担がなくなるんだという
のがさうだと思ふんですね。全くそれは、こういうような意見書
を出すわけですから、東京都との関係というのは非常に重
要になってくると思ふんですね。かつて消防その他の問題、水

道その他の問題でも財政負担を強いられてきたことは間違
いない歴史の事実だと思ふんですね。田村議員は
そこで東京都はこれらの財政負担に関しては今後必ずと
市には負担をかけないで行けるんだというふうに確信しておら
れるのではないかと思いますが、そのところを伺っておきたい
というふうに思っております。条件その他については、実際には
市が交渉し受ける話ですから、そのところはどのようなふう
になっているかわかりませんが、全体としては東京都を信頼しな
ければこれだけのことは言い得ないだろうというふうに思つて
います。五十六年八十一一年のときもそうですけれども、それまでの
経過等々から、とてもつまり負担については耐えることがで
きないだろうということが全体の意見を占めていたというふう
に思ふんです。それから言いますと東京都の今回の特に七月三
十日を期限にしてきた条件が変わってきたということを議会
としても報告を受けているわけですが、東京都がやはり確

実に財政負担を市に与えないという確信があまりないのかどうか
ということ提議議員の一人として伺っておきたいというふう
に思っています。

これから先市がどのようなものを出すかということとは、ここは議
会ですから市の意見というのは別のところの話です。のでわか
りませんが、実は前回の都立保育園の移管に関する
意見書を出したときにたくさんの方々の皆さんや保護者の
皆さんと議員の皆さん方、私もそうですけれども、何度も陳
情を受けましてお話をしながらやってきたわけですね。その結
果やはりどうしてもそういう皆さんの声を聞いても、賛成す
ることはできないというふうな事になったと思うんですけれども、今
回はどのようなことをなさってきたのか。父母の皆さんとやはり保
護者の皆さんともお話をして、これはどうも移管というものを
受けるような形になってしまったかまわないという感觸を得られてこの
ようなことを出したになったのか。そういう感觸やあるいは市民の

皆さんの声から反対ということになったんですけれども、今回の
ような経過になられたかということも含めて伺っておきたいと思
います。

○二十三番（田村市郎君） 諸条件の変化がありまして、そこで
私、提案者として賛成者の意見も聞きながらわれわれ会
派、市民クラブ全体という相談した結果、知事を信用し
よう、財政負担はしないということを知事の方であっしやっている。
また理事者もこれによって知事を信用して福生市の市長以
下信頼を持ってやるということであるので、これでいままでの議
会の反対を今度は反対でなくしようということでありますの
で、これだけでございます。

次に職員だとかあるいは保育のお母さん方の意見等は私
どもは聞いておりません。最近に至ってはほとんど、そういう話も
ありませんけれども、これは理事者の方によく話し合いなさいと
こういうことで、市民が保育に対する関心は強く持っておられ

るの、この点については理事者と相談していただきたいということとで、私の方としてはそういう経過はございません。

○十一番（原敏子君） 何点かお聞かせいただきたいと思います。今の質疑の中を重複するところは避けていきたいと思いますが、私も何点か聞かせていただきたいと思います。

まず一点目にきょうは第二回の臨時議会なんです。この臨時議会に意見書を出す必要性というのはどういうところにあるのかということとをまず聞かせていただきたいと思います。

二点目に財政的な問題が市に負担がかからないんだから、言ってみれば受け入れてもいいんじゃないかというこの意見書を讀むと市移管の促進をするような意見書のように受け取れるような部分があるんですが、なぜ都立保育園が市移管にならなければならぬのかということ。提案者が何かあるえがありましたら、それもお聞かせ願いたいと思います。

それと財政上の問題なんですけれども、市費負担増は絶

対に来さないということ、いまの遠藤議員との質疑の中でも再三言われましたけれども、その保証は今の田村議員の答弁では知事を信用しようということだというふうに受け取れるような気もするんですけども、改めてこの市費負担増を絶対に来さないという保証はどこにあるのかということをお聞かせしていただきたいと思います。

それと七月の時点ですらいろいろお聞きしまして、意見書にもあります公立民営、財政措置は東京都において措置すること等というふうにありますけれども、いろいろ聞きますところ、六年間東京都が面倒を見る、六年を限り面倒を見ようというふうに聞いておりますけれども、六年後、最大限見て六年ですけれども、六年後はどうなるのかということとどのようにこれは財政上の問題も含むと思えますが、この点どのように考えられているのかお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○二十三番（田村市郎君） 原議員の質問にお答えします。